

## 『入門刑法 I 総論』簡易問題集

※以下の Q は、大塚裕史『入門刑法 I 総論』に掲載されている【問題】を抜粋したものです。解説は本書に掲載されています。

また、末尾に各 Q と本書【問題】の対応関係を示しています。

- Q1 甲は、Vを殺害しようと考え、薬品棚にある劇薬表示の瓶の中から白い粉末を取り出しVの飲むコーヒーの中に少量入れた。ところがその粉末は毒薬ではなく砂糖であったため、Vの身体に異変は起きなかった。  
甲の罪責を論じなさい。
- Q2 あるスーパーマーケットでカップ入りのスイーツを購入した客が自由に持ち帰れるように店内に置いておいたプラスチック製スプーン（購入客以外の持帰りを禁止していた）1本（原価2円程度）を、この店で何も購入しない甲が無断で持ち去った。  
甲に窃盗罪が成立するか。
- Q3 甲は、知人Vの態度に腹を立て、Vが大切に育てている錦鯉500匹を養魚池の水門板、格子戸を取り外してわざと川に逃がしてしまった。  
甲に器物損壊罪（261条）が成立するか。
- Q4 甲は、熊の着ぐるみを着た人間Vを熊と勘違いして発砲し、Vを死亡させた。一般人であれば誰もVは人間であると思っていたが、甲だけは目が悪かったこともあり熊であると思い込んでいた。  
甲に殺人罪（199条）は成立するか。
- Q5 甲は、友人Aが殺人容疑により警察に指名手配されているのを知っていたが、Aが犯人のはずはなく何かの間違いだと思い、その逮捕を免れさせるため自宅に匿ってやった。その後、真犯人が自首し、Aは真犯人でないことが判明した。  
甲に犯人蔵匿罪（103条）が成立するか。
- Q6 甲は、飛行機事故に遭ってVが死ねばよいと考え、Vに航空機に搭乗してハワイに行くことを勧めた。ある日、Vは、成田発ホノルル行便に搭乗したところ、たまたま同乗していたテロリストにより航空機が爆破され墜落したため死亡した。なお、当該航空機にテロリストが同乗するという事実を甲は知らなかった。

甲に殺人罪は成立するか。

Q7 甲は、日頃からVを恨んでおり、包丁でVの胸部を突き刺し出血多量で死亡させた。甲の行為に殺人罪（199条）の構成要件該当性は認められるか。

Q8 甲は、自動車が無免許で運転中、過失でVに衝突しVを転倒させ重傷を負わせた。甲はVを放置すれば死亡するかもしれないと思ったが、自己の無免許運転が発覚するのを恐れ、そのまま走り去ったところ、その後、Vは死亡した。なお、甲が事故を起こした時間は午前8時頃で、場所は街中で通勤する車や人がよく通る場所であった。甲の罪責を論じなさい（道交法違反の点は除く）。

Q9 甲が、自宅の庭を見ると、重傷を負ったホームレスのVが無断で敷地に入り込み倒れていた。甲は、Vを放置すれば死亡するかもしれないと思ったが、どうしても欠かせない用事があったので外出した。甲が用を済ませて帰宅すると、Vは既に死亡していた。甲の罪責を論じなさい。

Q10 甲は、出産以来、長男V（3歳）と同居していたが、交際中の男性との交際を優先させるため外出することが多くなった。そのため、Vは十分な食事を与えられず衰弱していた。

甲は、6月9日に帰宅した際、コンビニで買った蒸しパン、おにぎり等を開封するなどして、自宅リビングにいるVの前に置いた。その際、甲は、ゴミと糞尿が散乱した極めて不衛生な室内でVが相当衰弱している様子を目の当たりにした。甲は、自分以外にVの育児をする者はおらず、必要な食事を与えなければVが死亡する可能性が高いことを認識したにもかかわらず、水道設備もなく食料が空の冷蔵庫が置いてあるリビングと廊下との間の扉に玄関側から粘着テープを貼って固定し、さらに玄関ドアに鍵をかけ、Vが出てこられない状態にした上で、自宅から早々に立ち去った。

甲は、それ以後、約50日間、Vに食事を与える手立てをとることもないまま帰宅することなく放置した。甲が再び帰宅した7月29日には、Vは、既に脱水を伴う低栄養による飢餓により死亡していた。なお、人間が水分および栄養を摂取しない場合の生存可能日数は、多少の個人差はあるものの、一般的に約1週間から10日間であると考えられている。

甲に不作為の殺人罪（199条）が成立するか。

Q11 甲は、殺意をもって毒薬を混入したコーヒーをVに飲ませたところ、まだ毒薬の効果が何も現れないうちに、事情を全く知らない乙が殺意をもって包丁でVの腹部を刺

したのでVは失血死した。

甲の罪責を論じなさい。

Q12 甲は、殺意をもってVに向けてピストルを発砲しVを負傷させた。Vは救急車で病院に運ばれ、入院して救命措置を受けたが、たまたま地震が発生し病院の建物が倒壊することによって死亡した。

甲の罪責を論じなさい。

Q13 甲は、Vの左眼の部分をも右足で蹴りつけ全治10日程度の傷害を負わせたところ、たまたまVが高度の脳梅毒にかかっていたため脳組織の破壊により死亡した。なお、Vが高度の脳梅毒にかかっていたことを一般人が認識することはできなかつたし、本人も認識していなかつた。

甲の罪責を論じなさい。

Q14 甲は自動車を運転中、過失によりVの乗っていた自転車に自車を衝突させ、Vを跳ね飛ばし、自車の屋根に跳ね上げて意識を失わせた。しかし、甲はこのことに気づかずにそのまま運転を続けたところ、衝突地点から4km余り先で、同乗者乙がVに気づき、その身体を屋根からさかさまに引きずり降ろし、道路上に転落させた。Vは乙の行為が原因で頭部の打撲に基づく脳内出血で死亡した。

甲の罪責を論じなさい。

Q15 甲は、Vの頭部を洗面器の底や皮バンドで多数回殴打するなどの暴行（第1暴行）を加えた結果、恐怖心による心理的圧迫等によって、Vの血圧を上昇させ、脳出血を発生させて意識消失状態に陥らせた。その後、甲はVを大阪南港所在の資材置場まで自動車で運搬し、午後10時40分頃同所に放置して立ち去った。Vは、翌日未明、脳出血により死亡した。なお、資材置場に倒れていたVは、第三者乙により頭頂部を角材で数回殴打されていたが（第2暴行）、鑑定によれば、第2暴行は、既に発生していた脳出血を拡大させ、幾分か死期を早める影響を与える程度のものであった。

甲の罪責を論じなさい。

Q16 甲が深夜、少女V（13歳）にホテルの1室内で覚醒剤を注射したところ、まもなくVは頭痛、胸苦しさ、吐き気等の症状を訴え始め、やがて「暑くて死にそうだ」と言いながら着衣を脱ぎ捨て同室2階の窓ガラスから飛び出そうとしたり部屋中を無意識に動き回ったりするなど覚醒剤による錯乱状態に陥り、独力では起居動作をなしえないほどの重篤状態になった。甲は、覚醒剤使用の事実の発覚を恐れ、救護措置をとれば十中八九助かったのにもかかわらず、救急車の要請等の措置をとらないでその場を

立ち去った。その結果、Vは覚醒剤による急性心不全で死亡した。なお、Vには特段の疾病はなかった。

甲に保護責任者遺棄致死罪が成立するか。

Q17 甲は、Vの右手に暴行を加え出血させた。その傷は通常であれば1週間程度で治癒する軽微なものであったが、Vは、血友病の患者であったため、出血が止まらず失血死した。

甲に傷害致死罪が成立するか。

Q18 医師Aは、入院中のアレルギー体質の患者Vに対し、X薬を投与するよう看護師甲に指示し、また、投与後30分おきに経過を観察するよう看護師乙に指示した。甲は、X薬を投与すべきところ、誤ってアレルギー体質の患者には投与してはならないY薬を点滴で投与した。そのため、Vはアレルギー反応によって呼吸困難に陥ったが、乙が30分後の経過観察を怠ったため発見が遅れVは窒息死した。

甲の過失行為とVの死の間の因果関係は認められるか。

Q19 甲は、Vの頭部を多数回殴打するなどの暴行を加えた結果、Vに脳出血を発生させて意識消失状態に陥らせた後、Vを大阪南港の資材置場まで自動車で運搬し、午後10時40分頃同所に放置して立ち去った。その後、第三者乙が、同所でうつぶせ状態で倒れていたVの頭頂部を角材で数回殴打する暴行をさらに加えた。翌日未明、Vは脳出血により死亡した。なお、鑑定により、乙の暴行は、既に発生していた脳出血を拡大させ、幾分か死期を早める影響を与える程度のものであることが判明した。

甲に傷害致死罪は成立するか。

Q20 甲は、ほか5名と共に、深夜、公園でVに対して2時間以上にわたり激しい暴行を加えた後、マンション居室において同様の暴行を加えた。Vは、その45分後、隙をみて居室から逃走した。逃走開始から約10分後、Vは甲らの追跡を逃れるため、マンションから約800m離れた高速道路に進入し、疾走してきた自動車に衝突され、さらに後続の自動車に轢過されて死亡した。

甲に傷害致死罪が成立するか。

Q21 甲は、夜間、山道を歩いていたところ、道を尋ねるためにVが後ろから追いかけてきた。甲はVを痴漢と思い込み、自己の身を守るため持っていた傘でVの身体を突いたため、Vは転倒し全治2週間のけがを負った。

甲の罪責を論じなさい。

Q22 英語のわからない出版社の社長甲は、部下の「この本は芸術作品であるから是非出版してほしい」との進言に基づき露骨な性的描写を含む英文ポルノ小説を出版した。  
甲の罪責を論じなさい。

Q23 出版社の社長である甲は、作家であるAに依頼して外国のある有名な小説を日本語に翻訳させ、これを扇情的な広告の下に出版・販売した。その際、甲は翻訳の内容が露骨な性的描写を含むことは知っていたが、これが刑法175条にいう「わいせつ文書」に当たるとは思っていなかった。  
甲の罪責を論じなさい。

Q24 甲は、「これを日本に運んでくれ」と言われて覚醒剤の入った小箱を渡され、それをわが国へ持ち込んだ。次の場合、甲に覚醒剤輸入罪（覚醒剤取締法41条1項）が成立するか。

- (1) 甲は小箱に入った物が「輸入を禁止された物」であると思ったが、それが何であるかはわからなかった。
- (2) 甲は小箱に入った物が「依存性の薬理作用の強い違法で有害な薬物」であるかもしれないと思ったが、それが麻薬なのか覚醒剤なのかその他の薬物なのかははっきりわからなかった。
- (3) 甲は小箱に入った物が「依存性の薬理作用の強い違法で有害な薬物」であるかもしれないと思ったが、過去の体験から絶対に覚醒剤ではないと思った。

Q25 甲は、山の中で野生の熊を発見したと思い猟銃を発砲したところ、甲が熊だと思ったものは熊の着ぐるみを着た人間Vであり、弾丸はVに命中しVは死亡した。  
甲に殺人罪が成立するか。

Q26 甲は、金庫から売上金を窃取する目的で、閉店後の飲食店Pに侵入し、金庫の場所を探していたところ、甲を発見した店長Vが「誰だ。泥棒！」などと大声を出して暴れ出した。顔を見られたと思った甲は、逃げ切るためにはVを刺すしかないと思い、ポケットに隠してあった刃渡り約10cmの果物ナイフを出して利き腕の右手に構え、刃を前に向けながら、無我夢中でVの腹部を目がけて力任せに突き刺したところ、Vは叫び声を上げてその場に倒れた。Vは、救急車で近くの病院に運ばれたが、腹部刺創による出血多量のため死亡した。なお、Vの刺創は左腹部に刺入口を有し、胃壁、十二指腸および動脈等を切断して深さ11.5cmに達するものであった。  
甲に殺人罪（199条）が成立するか。

Q27 甲は、Aを殺そうとしてAに向けて発砲したが弾丸が外れ、予想外にもAのそばに

いたBに当たりBが死亡した。

甲はBの死亡について故意責任を負うか。

Q28 甲は、Aを殺そうとしてAに向けて発砲したところ、甲がAだと思っていた人はAとよく似たBであり、弾丸はBに命中してBが死亡した。

甲の罪責を論じなさい。

Q29 甲は、Aを殺そうとしてAに向けて発砲し弾丸がAに当たりAは負傷し、さらに弾丸はAの隣にいたBにも当たりBが死亡した。なお、甲はAの隣にBがいることを認識していた。

甲の罪責を論じなさい。

Q30 甲は、Aを殺そうとしてAに向けて発砲し弾丸がAに当たりAは負傷し、さらに弾丸は予想外にもAの近くにいたBにも当たりBが死亡した。

甲の罪責を論じなさい。

Q31 甲は、Vを溺死させようと思い、Vを高い橋の上から落としたりしたところ、Vは橋脚に頭を打ちつけて頭蓋骨骨折により死亡した。

甲の罪責を論じなさい。

Q32 甲は、Vを溺死させようと思い、Vを高い橋の上から落としたりした。Vは橋脚に頭を打ちつけて気絶して倒れていたところ、たまたま落雷にあって感電死した。

甲の罪責を論じなさい。

Q33 甲は、Aを殺そうとしてAに向けて発砲し弾丸がAに当たりAは死亡し、さらに弾丸は予想外にもAの近くにいたBにも当たりBも死亡した。

甲の罪責を論じなさい。

Q34 甲は、テントの中にAが1人だけいると思い、Aを殺害する目的でテント目がけて爆弾を投げたところ、テントの中にはAのほか予想外にもBも存在しており、AとBの両名が爆死した。

甲の罪責を論じなさい。

Q35 甲は、Aの飼犬を殺そうとしてピストルを撃ったところ、狙いが狂って予想外にも飼犬のそばにいたVに命中してVが死亡した。

甲の罪責を論じなさい。

- Q36 甲は、(単純)横領罪の故意で、業務上横領罪を実現した。  
甲の罪責を論じなさい。
- Q37 甲は、雪の中に埋まっている妻Vを発見したが、身動き1つしなかったため既に死亡したものと誤信し、事故にみせかけるためVの身体を遺棄した。  
甲の罪責を論じなさい。
- Q38 甲は、乙から頼まれて小さな箱1個を自宅で保管していた。甲は、その箱の中に拳銃が入っていると思っていたが、実は覚醒剤が入っていた。  
甲に覚醒剤所持罪は成立するか。  
なお、覚醒剤所持罪の法定刑は10年以下の拘禁刑(覚醒剤取締法41条の2)、拳銃所持罪の法定刑は1年以上10年以下の拘禁刑(銃刀法31条の3)である。
- Q39 甲は、駅のベンチに置いてあったビデオカメラを忘れ物だと思って持ち去ったが、カメラは付近で通話中のVが一時的にベンチの上に置いた物であった。  
甲の罪責を論じなさい。
- Q40 甲は、駅のベンチに置いてあったビデオカメラを置き引きのつもりで持ち去った。ところが、カメラはVが1時間前にベンチに置き忘れた物であった。  
甲の罪責を論じなさい。
- Q41 あるデパートで火災が発生したが、このデパートでは消防計画を作成しそれに基づいて避難訓練を行うことや避難設備の設置を怠っていたため、多数の客や従業員が逃げ遅れて一酸化炭素中毒等で死亡した。同デパートの取締役人事部長甲は、取締役会で消防計画の作成を促すことも、代表取締役社長に意見を具申することもしなかった。  
甲に業務上過失致死罪(211条前段)は成立するか。
- Q42 甲は、軽トラックで人通りの多い道路を運転中、制限速度時速40kmを超え時速約80kmで走行したため、ハンドル操作を誤り信号柱に衝突した。その結果、甲の知らない間に無断で軽トラックの後部荷台に乗り込んでいたVが死亡した。  
甲に過失運転致死罪(自動車運転死傷行為処罰法5条)の成立に必要な予見可能性は認められるか。
- Q43 甲は、保険金詐取の目的で、甲車を運転して乙の運転する乙車の後方から接近し、

減速した上、乙車後部に甲車前部を衝突させ、予定どおり、乙に加療約2週間を要する頸部捻挫のけがを負わせた（偽装衝突行為）。甲および乙は、乙以外の者にけがを負わせることを認識していなかったが、当時、路面が凍結していたため、衝突の衝撃により、甲および乙が予想していたよりも前方に乙車が押し出された結果、交差点入口に設置された横断歩道上を歩いていたVに乙車前部バンパーを接触させ、Vを転倒させた。Vは、転倒の際、右手を路面に強打したために、加療約1カ月間を要する右手首骨折のけがを負った。

乙に過失運転致傷罪（自動車運転死傷行為処罰法5条）における結果回避義務は認められるか。

Q44 甲は、青信号の交差点を徐行することなく進入したところ、それと交差する道路が赤信号であるにもかかわらずVの運転するバイクが時速60kmで進入してきたため、甲車と衝突し、その結果Vが死亡した。

甲に過失運転致死罪（自動車運転死傷行為処罰法5条）は成立するか。

Q45 某大学病院の第1外科手術室において患者Aに対する心臓手術を予定したところ、看護師甲が肺疾患のために入院していた患者Vを誤って手術室に搬送した。麻酔医乙も外科医丙も、甲が患者Aを搬送してくれたものと信頼し、人違いに気づかずにVに心臓手術を施行し、傷害を負わせた。

甲、乙および丙に業務上過失致傷罪（211条前段）が成立するか。

Q46 Q45において、若い麻酔医乙が、Vに対して、「Aさん、おはようございます」と声をかけたところ、Vがうなずいたため、VをAであると考え、麻酔を導入した。導入後、乙は、Vの身体的特徴がAと違うことに気づき、これを主治医に伝えたが、取り合ってもらえなかった。さらに、乙は介助担当看護師に病棟看護師に電話をさせAの所在を確認したが、Aは手術室に行っているとの返答であったため、乙はそれ以上確認をしなかった。

このような事情がある場合、乙に業務上過失致傷罪（211条前段）が成立するか。

Q47 あるホテルで宿泊客の寝たばこが原因で火災が発生したが、このホテルでは防火扉やスプリンクラーを設置していなかったほか、従業員に対して火災に備えて避難訓練を行わせていなかったため、多数の客が逃げ遅れて一酸化炭素中毒等で死亡した。

ホテルの代表取締役社長甲に業務上過失致死罪（211条前段）は成立するか。

Q48 甲が夜道を1人で歩いていると、前方から自転車に乗ってきたVがいきなり甲に棍棒で殴りかかってきたので、甲は自分の身を守るためとっさにVの自転車を蹴飛ばし

たところ、自転車は転倒し、Vは頭を路面に強く打ちつけ全治3週間の傷害を負った。

甲の罪責を論じなさい。

Q49 甲は、ある日の夕方、知人Vから、マンション6階の自宅の玄関扉を消火器で何度も叩かれ、その頃から翌朝未明まで、十数回にわたり電話で因縁をつけられ、立腹していた。午前4時頃、甲はVから、マンションの前に来ているから降りてくると電話で呼び出された。甲は、呼出しに応じれば凶器などによる暴行を受けることを予期しており、呼出しに応じる必要もなく、警察への通報も容易であったにもかかわらず、包丁（刃体の長さ13.8cm）を携帯してマンション前の路上に赴いた。すると、Vがハンマーを持って駆け寄ってきたので、甲は、包丁を示すなどの威嚇的行動をとることなく、ハンマーで殴りかかってきたVの攻撃を防ぎながら、Vの左側胸部を包丁で1回強く突き刺して殺害した。

甲の罪責を論じなさい。

Q50 甲は、かねてから恨みを抱いていたVを殺害したいと考え、ある日、Vに向けて拳銃を発射したところ、弾丸が命中してVは即死した。しかし、実はVも甲を殺そうとして甲に拳銃を向けていたことがその後判明した。甲はその事実を全く知らないまま、Vより一瞬早く発砲したため難を免れた。

甲の罪責を論じなさい。

Q51 終電も近く家路を急ぐ甲（女性）は、駅ホーム上で、酒に酔っ払ったV（男性）から執拗にからまれ、侮辱的言葉を言われたりした末、コートの襟の辺りを手でつかまれたので、Vをわが身から離そうとして、ホーム中央のベンチ付近でVの右肩付近を両手で1回突いた。よろめいたVは、同ホーム下の線路内に転落し、折から進入してきた電車とホームとの間に挟まれて死亡した。なお、甲はホーム上の周囲の乗客に助けを求めたが誰ひとりこれに応じてくれなかった。なお、駅員のいる事務室はホームから階段を上がったところにあった。

甲の罪責を論じなさい。

Q52 甲は、Vを憤激させれば必ず攻撃してくるに違いないので、その機会を利用してVを痛い目にあわせてやろうと思った。そこで、甲がVを嘲笑したところ（自招行為）、これに憤激したVは予想どおり殴りかかってきたので（侵害行為）、甲はあらかじめ準備していた棍棒でVの頭部を殴打して死亡させた（反撃行為）。

甲の罪責を論じなさい。

Q53 甲は、徒歩で帰宅途中に、Vが自転車にまたがったままゴミ捨て場にゴミを捨てているのを見て不審に思い、声をかけたところ、両名は口論になった。甲は、いきなりVの左頬を手拳で1回殴打し走り去った（自招行為）。憤激したVは、自転車で甲を追いかけ、約90m離れた地点で追いつき、自転車に乗ったまま、水平に伸ばした右腕で、後方から甲の背中の上部または首付近を強く殴打した（侵害行為）。甲は、Vの攻撃によって前方に倒れたが、起き上がり、Vのさらなる攻撃を阻止するために護身に携帯していた特殊警棒でVの顔面や左手を数回殴打する暴行を加え、加療約3週間の傷害を負わせた（反撃行為）。

甲の罪責を論じなさい。

Q54 Q53のVの侵害の部分の修正した場合の甲の罪責を論じなさい。

「憤激したVは、自転車で甲を追いかけ、約90m離れた地点で追いつき、自転車に乗ったまま、たまたま持っていたナイフで、後方から甲の背中の上部または首付近を切りつけた（侵害行為）」。

Q55 甲は、Vが屋根鋏を両手で持ち威嚇しながら向かってきたのに対し、その場にあって鉋でVの左後頭部を斬りつけた（第1行為）。すると、Vはよろけながら屋根鋏を落とし転倒して動かなくなった。甲は、Vの攻撃を受け甚だしく恐怖、狼狽していたので、横倒れになったVの頭部を鉋で3、4回斬りつけ、左大脳損傷のため即死させた（第2行為）。

甲の罪責を論じなさい。

Q56 甲は、Vが固くて大きな円柱形アルミ製灰皿を甲に向けて投げつけたので、Vの顔を素手で1回殴打した。これにより、Vは転倒し後頭部を地面に打ちつけ意識を失って動かなくなった（第1行為）。甲は、その状況を認識しながらも、憤激のあまり、仰向けに倒れているVの腹部を足蹴りにするなどの暴行を加え、Vに肋骨骨折等の傷害を負わせた（第2行為）。Vは、第1暴行によって生じた頭部打撲による頭蓋骨骨折に伴うクモ膜下出血によって死亡した。

甲の罪責を論じなさい。

Q57 船が難破して海に投げ出された船客のうち、甲と乙の2人が1枚の板に泳ぎ着いたが、この板は1人を支えるだけの浮力しかなかったため、乙が甲を突き落として助かろうとしたところ、反対に甲は乙を突き落として溺死させた。

甲の罪責を論じなさい。

Q58 船が難破して海に投げ出された船客のうち、甲と乙の2人が1枚の板に泳ぎ着い

た。この板は1人を支えるだけの浮力しかなかったので、既に別の板に泳ぎ着いていた甲の友人丙は、甲を助けるために甲に対して「乙を突き落とせ」と唆し、これに基づいて甲は乙を突き落として溺死させた。

丙の罪責を論じなさい。

Q59 甲は人里離れた一軒家で民宿を経営していたが、そこに宿泊のためにやってきたAとBが「明日、甲を殺し金品を奪おう」と相談しているのを聞き、身の危険を感じた甲は他の宿泊客Vの自動車を盗んで逃走した。

甲の罪責を論じなさい。

Q60 甲は自車を走行させていたところ、誤ってハンドルを左に切ってしまい、約1m左に寄せて進行していた（これを「過失運転」とする）ため、Vが運転する後続の単車と衝突し、Vに傷害を負わせた。なお、この時、甲の車の前方には、道路の対向車線から中央線を超えてAの自動車が高速度で近づいており、正面衝突の危険があったが、甲はこれに気づいていなかった。しかし、甲がたまたま上記の過失運転を行ったことにより、結果的にA車との正面衝突を避けることができた。

甲に過失運転致傷罪（自動車運転死傷行為処罰法5条）が成立するか。

Q61 甲は、夜間、身体の苦痛を訴える妻Aを病院まで運ぶために、無免許であるにもかかわらず自動車を運転して病院まで運んだ。

甲に無免許運転罪（道交法117条の2の2）が成立するか。

Q62 甲は、飼犬A（時価30万円相当）を連れて山道を散歩中、乙が設置していた害獣駆除用の罠（時価3万円相当）にAがかかり、その生命に危険が生じた。甲は、Aを保護するためには他に方法がなかったので、その罠を損壊した。

甲に器物損壊罪（261条）が成立するか。

Q63 甲は、乙の右上腕部をナイフで突き刺した後、乙から蹴りつけられてナイフをその場に落とし、さらに乙から追いかけて逃げ出したところ、進路前方の道路脇に停められていたV所有の本件原付を見つけ、乙の追跡を振り切るため、Vに無断で本件原付を発進させて乙の追跡を振り切った。

甲が本件原付で乗り去った行為について窃盗罪が成立するか。

Q64 甲は、Vを殺害することを決意したが、酒の力を借りなければ人を殺す度胸がなかったので、勢いづけのために飲酒したところ心神喪失に陥り、その状態下で殺意をもって出刃包丁でVの胸を刺し死亡させた。

甲の罪責を論じなさい。

Q65 甲は、覚醒剤を注射すると幻覚妄想を起こし他人に暴行を加える習癖があった。ある日、甲は、他人に暴力を振るうことを容認した上で覚醒剤を注射したところ、甲の一家が世間より恨まれて復讐されるといった幻覚妄想にとらわれ、この際妻Vを殺害し自分も自殺しようと思決意し、包丁で就寝中のVを数回突き刺し死亡させた。なお、刺突行為時、甲は心神喪失状態にあった。

甲の罪責を論じなさい。

Q66 甲は、多量に飲酒するときは病的酩酊に陥り他人に危害を加える素質があり、甲はそのことを自覚していた。ある日、甲は、大量の酒を飲んで病的に酩酊し、心神喪失の状態に陥った後、妻Vを殺すことを決意し、直ちに殺意をもってVの腹部を包丁で刺しVを死亡させた。

甲の罪責を論じなさい。

Q67 映画制作者甲は、露骨な性的描写が多数含まれた映画を制作し上映した。甲は、この映画が映画倫理委員会（映画業界が自主規制のために設置した第三者機関）の審査を通過したことから、刑法上問題になるとは考えていなかった。

甲にわいせつ図画公然陳列罪（175条）は成立するか。

Q68 甲は、自己の経営する飲食店の宣伝のために、片面が百円紙幣と同図案のサービス券を作成するに際し、警察署に赴き、知り合いの巡査に相談したところ、紙幣と紛らわしいものを作ることは通貨及証券模造取締法に違反するので、紛らわしくならないようにするとよい旨の助言を受けた。しかし、甲はこの助言を重大視せずサービス券Aを作成して、これを警察署に持参し配布したところ、格別の注意も受けなかったため、さらに同種のサービス券Bを作成した。

甲に通貨等模造罪（通貨及証券模造取締法1条）が成立するか。

Q69 甲は、空き巣の目的でV方に侵入し、財布が入っているタンスがある寝室の入口に達したところ、家人が帰宅した気配を察したので逃走した。

甲に窃盗未遂罪（243条・235条）が成立するか。

Q70 甲は、空き巣の目的でV方に侵入し、寝室にある財布の入ったタンスの前に行って、まさに引出しを開けて財布を探そうとしたとき、家人が帰宅した気配を察したので逃走した。

甲に窃盗未遂罪（243条・235条）が成立するか。

Q71 甲は、深夜、現金を盗む目的で、家電量販店の店舗に侵入し、真っ暗な店内を懐中電灯で照らして家電商品の山を横目に見ながらレジスターの設置された売場を探していたところ、警備員に発見され捕まった。

甲の罪責を論じなさい。

Q72 甲は、Vを殺害するため、V宅において、まず睡眠薬をVに飲ませて眠らせた上で（第1行為）、致死性のある有毒ガスを用いて自殺に見せかけて殺害すること（第2行為）を計画した。

ある日、甲がワインに混ぜた睡眠薬をVに飲ませて眠らせたところ、Vの容態が急変して原因不明で死亡した。ただ、この睡眠薬は病院で処方される一般的な医薬品で、確実に数時間は目を覚まさないという効果はあるものの、生命に対する危険性は全くないものであった。

甲が睡眠薬を飲ませた時点で殺人罪の実行の着手は認められるか。

Q73 東京在住の甲は、Vを殺害するため、毒入りウイスキーを福岡在住のV宅に宅配便を利用して発送した。その後、宅配業者がこれをV宅に配達しに出かけたが、Vが長期不在であったため配達することができなかった。

甲の罪責を論じなさい。

Q74 甲は、Vを殺害するために、Vが飲むみそ汁の中に硫黄の粉末を混入したため、これを飲んだVは下痢をした。なお、硫黄には人を死亡させる毒性はない。

甲に殺人未遂罪（203条・199条）が成立するか。

Q75 甲は、深夜、強盗目的でデパートの婦人服売場に立ち入ったところ、マネキン人形を警備員と見間違えて拳銃を発砲したため、弾丸が人形に命中し損壊した。なお、売場は真っ暗で誰でも人形を人間と見間違える可能性があった。

甲の罪責を論じなさい。

Q76 甲は、警察官Vから逮捕されそうになった時、Vを殺害して逃走しようとして決意し、Vが右腰に装着していた拳銃を奪取し、Vの右脇腹に銃口を当て引き金を引いたが、たまたま実弾が装填されていなかったため殺害の目的を遂げなかった。なお、実弾が装填されていなかったのは、Vが多忙のためたまたま当夜に限り実弾を拳銃に装填することを忘却していたためであった。

甲に殺人未遂罪（203条・199条）が成立するか。

Q77 暴力団組員甲は、仲間の乙がV殺害を決意しV目がけて拳銃を発射したのを見て、乙に加勢してVにとどめを刺そうと考え、倒れていたVの腹部等を日本刀で突き刺した。甲がVを突き刺したとき、Vが生きていたか死んでいたかについては鑑定専門家の間でも意見が分かれた。

甲の罪責を論じなさい。

Q78 甲は、落し物として拾ったVの財布に入っていたキャッシュカードをATMに挿入して預金残高を確認し、残高目いっぱい金額を引き出そうと考えた。そこで、甲は、当該キャッシュカードを銀行内のATMに挿入し、残高照会の画面を開いたところ、暗証番号の入力を要求されたので、暗証番号を知らない甲は、財布に入っていたVの運転免許証に記載されている生年月日が1987年5月5日となっていたのを参考に、「0505」を入力したところ暗証番号が異なると表示された。そこに、銀行係員が甲に近づいてきたので、甲はキャッシュカードを機械に挿入したまま逃走した。なお、正しい暗証番号は「1987」であった。

甲の罪責を論じなさい。

Q79 甲は、Vを殺そうと思って拳銃に弾丸を1発装填し発砲したところ、弾丸はVに命中しなかった。そこで、甲は拳銃を持って現場を立ち去った。

甲の立去り行為は中止行為といえるか。

Q80 甲は、Vを殺そうと思って拳銃に弾丸を2発装填し1回発砲したところ、弾丸はVに命中しなかった。そこで、甲は拳銃を持って現場を立ち去った。

甲の立去り行為は中止行為といえるか。

Q81 甲は、拳銃に弾丸を2発装填し、Vを殺そうと思って1発目を発射したところ、弾丸はVに命中してVに瀕死の重傷を負わせた。そこで、甲は拳銃を持って現場を立ち去った。

甲の立去り行為は中止行為といえるか。

Q82 甲は、実父Vに借金を断られたことなどに腹を立て、Vの住宅に放火してその場を立ち去ったが、屋内から炎上する火勢を見て恐怖心を起こし、近隣の住民Aに対して「V宅に放火したのでよろしく頼む」と叫びながら走り去った。その後、Aが駆けつけ消火活動をしたのでV宅は焼損を免れた。

甲の行為は中止行為といえるか。

Q83 甲は、殺意をもって包丁で、Vの腹部を突き刺したところ、Vが「痛い、痛い」と

泣きながら「病院へ連れて行ってくれ」と哀願したため、自己の運転する自動車ですべて病院に運び治療を受けさせ、Vは一命を取り留めた。ただ、甲は、病院到着前に凶器となった包丁を川の中に投げ捨てただけでなく、病院到着後、医師や手術中に居合わせた友人等の前で犯人は自分ではないと嘘をついた。

甲の行為は中止行為といえるか。

Q84 甲は、就寝中のVの頸部にロープを巻きつけこれを引っ張って絞めつけたところ、Vは必死で抵抗しながら後ろを振り向いた。甲は、Vの悲しそうで苦しそうな目を見て、憐憫の情を催し、ロープを引っ張る手の力を抜きVを殺害しようとの気持ちを失くした。

甲の中止行為に任意性が認められるか。

Q85 自殺を決意した甲は、自己亡き後の母親Vの行く末を悲観し、Vを道連れにしようと考え、就寝中のVの頭部をバットで殴打したところ、Vがうめき声をあげたので死亡したものと思い隣室に入った。ところが、Vが自分の名を呼ぶので再び戻ると、Vが頭部より血を流して痛苦しており、その姿に驚愕恐怖し、殺害の続行を中止した。

甲の中止行為に任意性は認められるか。

Q86 甲は、別れ話がこじれ、一時的な激情に駆られてVの頸部をナイフで1回突き刺したところ、Vが大量の血を吐き出したため驚愕し、「大変なことをした」と思い、直ちにタオルで止血するなどした上、消防署に電話をして救急車の派遣と警察署への通報を依頼した。Vは病院で治療を受けて一命を取り留めた。

甲の中止行為に任意性は認められるか。

Q87 甲は、殺意をもってナイフでVの胸を刺したが、後悔して直ちに119番通報し救急車を呼んだ。ところが、救急車が到着する前に、駆けつけた近所の人が自動車でVを病院に搬送し、Vは一命を取り留めた。

甲に中止犯が成立するか。

Q88 甲は、Vを殺そうとして毒薬を飲ませた後、後悔して直ちに十分な量の解毒剤を投与した。Vは死亡しなかったが、それは甲が飲ませた毒薬が致死量に達していなかったからであった。

甲に中止犯が成立するか。

Q89 医師甲は、入院中の患者Vを殺害するため、事情を知らない看護師乙に「この点滴はVの治療薬Xなので投与してください」と指示した。乙は、Xに致死効果があるこ

とは全く知らず、知らないことに過失はなかった。乙は、甲の指示どおりXの点滴を開始したところ1時間後にVは死亡した。

甲に殺人罪（199条）が成立するか。

Q90 甲は、12歳の養女乙を連れて、遍路姿で四国八十八か所札所および霊場巡りの旅を続けていたが、宿泊費用等に窮した。そこで、甲は、乙を利用して巡礼先の寺などから金員を窃取しようとして企て、日頃から甲の言動に逆らうそぶりを見せる都度顔面にタバコの火を押しつけたり、ドライバーで顔をこすったりする等の暴行を加えて、自己の意のままに従わせていた乙に対して、窃盗を命じてこれを行わせた。乙は盗んだ金銭をすべて甲に渡した。なお、乙は是非善悪の判断能力を有しており窃盗が悪いことであることは十分理解していた。

甲の罪責を論じなさい。

Q91 甲は、勤務するスナックのママVから金品を強取しようとして企て、長男乙（12歳10か月）に対し、覆面をシェアーガンを突きつけて脅迫するなどの方法によりVから金品を強奪するよう指示命令した。乙は嫌がっていたが、甲は、「大丈夫。お前は、体も大きいから子どもには見えないよ」などと言って説得し、犯行に使用するための覆面用のビニール袋、エアーガンを交付した。乙は、エアーガンを携えて1人でスナックに赴いた上、ビニール袋で覆面をして、甲から指示された方法によりVを脅迫した。また、自己の判断により、スナック出入口のシャッターを下ろしたり、Vを脅迫しトイレに閉じ込めたりするなどしてその反抗を抑圧し、Vが所有する現金40万円を強取した。甲は、乙からそれを受け取り生活費等に費消した。

甲に強盗罪の間接正犯が成立するか。

Q92 乙がVを殺害する計画を立てているのを知った甲は、乙に日本刀を貸した。ところが、乙は既に丙から拳銃を借りており、この拳銃を使ってVを殺害した。

甲に殺人罪の幫助犯が成立するか。

Q93 甲は、13歳の少年乙に、本屋で漫画本を万引きするよう唆したところ、乙は漫画本を万引きしその本を甲に渡した。

甲に窃盗罪の教唆犯が成立するか。

Q94 甲は、A社の倉庫に在庫品が全くないことを知りながらその窃盗を乙に教唆したところ、A社の倉庫に入った乙は窃盗の目的を遂げなかった。

甲に窃盗未遂罪の教唆犯（61条1項・243条・235条）は成立するか。

Q95 乙は、宝石商Vから預かり保管していた宝石類の返還を免れるため、Vを会社事務所ビルの地下室に呼び出して、拳銃で殺害する計画をもっていた。

そのことを察知した甲は、乙を手助けするつもりで、拳銃の音が外に漏れないようにするために地下室の入口の戸の隙間をガムテープで目張りしたり、換気口に毛布を詰め込んだりした（目張り等の行為）。

乙は、甲が目張り等の行為をしてくれたことに気づかないまま、その後予定を変更し、自動車の中でVを殺害して宝石類の返還を免れた。

甲の罪責を論じなさい。

Q96 甲と乙は、意思疎通なしにほぼ同時に殺意をもってVに向け拳銃を発砲したところ、甲の発砲した弾丸は外れたが、乙の発砲した弾丸がVに命中しVは死亡した。

甲および乙の罪責を論じなさい。

Q97 甲と乙は、意思疎通なしにほぼ同時に殺意をもってVに向け拳銃を発砲したところ、弾丸1発がVに命中しVは死亡した。しかし、命中した弾丸は甲、乙いずれが発砲したものであるかは不明であった。

甲および乙の罪責を論じなさい。

Q98 甲と乙は、互いに連絡してVを殺害することを合意し、ほぼ同時に殺意をもってVに向け拳銃を発砲したところ、甲の発砲した弾丸は外れたが、乙の発砲した弾丸がVに命中しVは死亡した。

甲および乙の罪責を論じなさい。

Q99 甲と乙は、互いに連絡してVを殺害することを合意し、ほぼ同時に殺意をもってVに向け拳銃を発砲したところ、弾丸1発がVに命中しVは死亡した。しかし、命中した弾丸が甲、乙いずれが発砲したものであるかは不明であった。

甲および乙の罪責を論じなさい。

Q100 甲と乙は、2人で協力してVから無理やり財布を奪おうと合意し、甲がVを羽交い締めをしている間に、乙がVの財布を奪い去った。

甲と乙の罪責を論じなさい。

Q101 甲および乙は、かねてから同僚のVに対して恨みを抱いていたことから、ある日、一緒にVを痛めつけることを相談した。その日の夜、甲らはVを飲酒に誘い、市内の公園に連れて行き、その駐車場において、午後10時20分から11時50分頃まで、Vに対し、こもごも多数回にわたり、その顔面、腹部等を手拳で殴打するなどの暴行を

加えた。この一連の暴行によりVは顔面打撲傷の傷害を負った。なお、甲、乙いずれの暴行が傷害の原因となったかは不明であった。

犯罪共同説の観点から、甲、乙に傷害罪の共同正犯（60条・204条）が成立するかを説明しなさい。

Q102 甲と乙は、Vに傷害を加えることを共謀し2人で共同して暴行を加えたが、甲は暴行の途中で殺意を生じ、乙は傷害の故意のままで暴行を続け、それぞれ傷害結果を発生させた。なお、殺意のある甲の殴打による傷害が原因でVは死亡した。

甲および乙の罪責を論じなさい。

Q103 暴力団X組の組長甲は、対立する暴力団Y組の組長Vを殺害しようX組の組員乙に命じた。そこで、乙は拳銃を発砲して弾丸をVの心臓に命中させVを殺害した。

甲および乙の罪責を論じなさい。

Q104 甲は、内縁の夫V、甲の連れ子Aと3人暮らしをしていたが、VはAに対して日常的に虐待を加え、甲がそれを阻止しようとする、Vは甲に対しても殴る蹴るの暴行を加えた。このままではAの命が危ういと考えた甲は、Vの暴力から逃れるためにVを殺害したいと考えるようになった。甲は、知人の乙に相談し、乙に殺害を依頼したところ、乙は報酬として200万円を受け取ることを条件にこれを承諾した。ある日の夜、甲と乙は殺害計画を実行することになり、まず、甲がVのウイスキーグラスの中に睡眠薬を混入し、これを飲んだVが眠ったところで、乙がVの首をロープで強く絞めてVを殺害した。

甲および乙の罪責を論じなさい。

Q105 甲と乙は、一緒にV宅から金品を奪取することを相談したが、甲には強盗の故意があり、乙には窃盗の故意しかなかった。ある日、甲がV宅に侵入して金品を強取し、乙はV宅まで自動車で甲を送迎した。

甲および乙の罪責を論じなさい（住居侵入の点は除く）。

Q106 甲と乙は、一緒に「Vを痛めつける」ことを共謀し、共同してVに暴行を加えた。その際、「痛めつける」は甲にとっては殺人のつもりであり、乙にとっては傷害のつもりであった。Vはこれらの暴行により複数の傷害を負い死亡したが、死亡は乙の殴打が原因であることが判明した。

甲および乙の罪責を論じなさい。

Q107 甲は強盗の故意で、乙は不同意性交の故意でV女に対して共同して反抗を抑圧する

に足りる程度の暴行を加えたものの、両名共にその目的は達しなかった。なお、甲と乙の暴行によりVは負傷したが、いずれの暴行が原因であるかは不明であった。

甲および乙の罪責を論じなさい。

Q108 暴力団P組の組長甲は、対立する暴力団Q組にP組の情報を流した組員Vに制裁を加えるため、組員乙にVに暴行を加え傷害を与えるように指示した。そこで、乙は角材を用いてVに暴行を加えVを負傷させた。

甲の罪責を論じなさい。

Q109 甲と乙は、共同してVに対して「脅迫」を加えて金品を強取しようと共謀したところ、実行担当者の乙がVに対して「暴行」を加えて金品を強取した。

甲の罪責を論じなさい。

Q110 甲と乙は、家人が不在のV方に侵入し金品を窃取することを共謀し、ある日、実行担当役の乙がV方に侵入したところ、予期に反してVが在宅していたため、計画を変更してVに暴行を加え反抗を抑圧して金品を強取して逃走した。

甲の罪責を論じなさい。

Q111 甲と乙は、1人住まいの女性V方に侵入し暴行を加えて金品を強取することを共謀し、実行担当役の乙がV方に侵入したところ、Vが美人の若い女性であったため、にわかに劣情を催しVに暴行を加えて抵抗を困難にさせた上で性交し、何も取らずに逃走した。

甲の罪責を論じなさい。

Q112 甲と乙は、A宅に侵入して窃盗を行うことについて共謀を遂げたが、A宅への侵入が難しい場合は他の家には絶対に侵入しない旨を特に約束していた。ある日、乙はA宅に向かったが、A宅には家族が在宅しており侵入が困難であったのでこれをあきらめ、隣のB宅に侵入してBの財物を窃取した。

甲の罪責を論じなさい。

Q113 近く海外留学するA女に対する送別会の後、甲と乙がAと歩道上で雑談をしていたところ、そこを通りかかったVと口論となり、VがAの髪をつかんで引き回すなどの乱暴を始めた（急迫不正の侵害）。そこで、甲と乙は、これを制止する目的でかつその限度でとの約束の下、共同してVに暴行を加えた（第1暴行）。すると、VはAの髪から手を放し後ずさりしたが、これを追いかけた乙がVの顔面を手拳で殴打し、そのためVは転倒してコンクリート床に頭部を打ちつけ、頭蓋骨骨折の傷害を負った（第

2 暴行)。

甲の罪責を論じなさい。

Q114 甲と乙は、ある日、Vを公園に呼び出して因縁をつけ「10万円払えば許してやる」と言って金品を脅し取ること(恐喝)を共謀した。同日、乙が計画に従いVを公園に誘い出したところ、Vの態度が悪いことに腹を立てた乙は、Vの顔面を強打し、転倒したVのズボンのポケットから8万円入りの財布を取り出して(強盗)逃走した。

甲の罪責を論じなさい。

Q115 甲と乙は、ある日、1人住まいの資産家老人Vの家に侵入して金品を強奪することを共謀した。その日の夜、乙はV宅に侵入しVに暴行を加えたところ、Vが大声をあげて周囲に助けを求めたので、乙は口封じのためVの首を強く絞めて殺害し、現金500万円を奪って逃走した。

甲の罪責(住居侵入罪を除く)を論じなさい。

Q116 甲と乙は、共通の知人Aに対する恨みから、ある日、Aの殺害を共謀し、その実行を乙が担当することになった。その日の夜、乙がA宅を訪ねると、Aが不在であったので犯行を断念し、A宅から戻る途中たまたま乙と仲の悪いB宅の前を通りかかったので、乙は個人的な恨みを晴らす目的でB宅に立ち寄り、包丁でBを殺害した。なお、甲はBと面識がなかった。

甲の罪責(住居侵入罪を除く)を論じなさい。

Q117 暴力団P組の組長である甲は、対立する暴力団Q組に対する報復として、同組の組長Vを拉致(逮捕)・監禁することを配下の組員乙および丙に命じた。この共謀に基づき、ある日、乙と丙はVを路上で待ち伏せして拉致を試みたが失敗した。甲は上部組織の幹部から、失敗した以上は当面動かないようにと言われていたため、乙らに次の指示を与えずにいたところ、これにいらだちを覚えた乙と丙は「このままでは自分たちのメンツが立たない」と考え、(甲抜きで)Vの殺害を共謀し、翌日、両名はV宅に出かけ包丁でVを殺害した。

甲の罪責(住居侵入罪を除く)を論じなさい。

Q118 甲と乙は、Vに対する強盗を共謀し、甲がVにナイフを突きつけて脅し、乙が金品を奪った。その際、甲は誤ってナイフでVを負傷させてしまった。なお、甲と乙は、強盗を共謀していたが、その際に誰かを殺傷することは全く考えていなかった。

甲および乙の罪責を論じなさい。

Q119 甲は、殺意をもって単独でVに切りつけたところ（第1行為）、たまたま友人乙が通りかかったので応援加勢を求めた。乙は、甲と意思の連絡の下に、殺意をもって共同してVに切りつけた（第2行為）。その結果、Vは死亡したが、Vの死亡の原因は乙の関与前の甲の行為によるものであることが判明した。

甲および乙の罪責を論じなさい。

Q120 甲は、制裁目的でVに暴行を加え傷害を負わせた（第1行為）。その後、甲は、仲間の乙を呼び出し共同してVに暴行を加え傷害を負わせることを共謀し、甲と乙はVに対して共同して暴行を加えて傷害を負わせた（第2行為）。Vはその場で死亡したが、死因となった傷害は第1行為によるものであった。

甲および乙の罪責を論じなさい。

Q121 甲は、Vから現金を強奪しようとして、Vに暴行を加えVの反抗を抑圧した（第1行為）。そこへ乙が通りかかったので、甲と乙は、意思を通じて既に反抗を抑圧されている状態のVから現金と腕時計を奪った（第2行為）。

甲および乙の罪責を論じなさい。

Q122 Q121において、甲の第1行為によりVが傷害を負った場合の甲および乙の罪責を論じなさい。

Q123 甲（乙の舎弟）は、乙とともに深夜スナックで飲酒をしていたところ、相客のVの酒癖が悪く、反抗的な態度を示したことに憤慨し、同人に謝らせるべく、車で乙方に連行した。甲は、乙とともに、Vに謝ることを強く促したが、Vが反抗的な態度をとり続けたことに激昂し、午前3時30分頃から約1時間ないし1時間半にわたり、竹刀や木刀でこもごもVの顔面、背部等を多数回殴打して負傷させた（第1暴行）。その後、甲は、午前5時過ぎに乙方を立ち去ったが、その際「俺帰る」と言っただけで、乙に対して、自分としてはVに対してこれ以上制裁を加えるのはやめることを告げず、乙がこれ以後もVに暴行を加えることをやめるよう求めたりせずに、現場をそのままにして立ち去った。その後ほどなくして、乙は、Vの言動に再び激昂して、「まだシメ足りないか」と怒鳴ってVの顔を木刀で突くなどの暴行を加えた（第2暴行）。Vは乙方において頸部圧迫等により窒息死したが、その原因が第1暴行によるものか第2暴行によるものかはわからなかった。

甲の罪責を論じなさい。

Q124 甲は、乙、丙とともにVに傷害を負わせることを共謀し、公園の駐車場において3

名でVに殴る蹴るの暴行を加え負傷させた（第1暴行）。ところが、甲は、少しやりすぎたと思いVに対して「大丈夫か」などと声かけをしたところ、これに立腹した乙から激しく殴られ、失神した。乙と丙は、甲を放置したまま、Vを港の岸壁に連行して暴行を加え負傷させた（第2暴行）。Vは死亡したが、死因となった傷害はいずれの現場における暴行によるものかは不明であった。

甲の罪責を論じなさい。

Q125 乙らと以前にも何度か民家に侵入して強盗を行ったことがあった甲は、ある日、乙ら共犯者2名がV方屋内に侵入し、内部から入口の鍵を開けて侵入口を確保した上で、見張り役の甲を含む他の共犯者らも屋内に侵入して強盗に及ぶという住居侵入・強盗の共謀を遂げた。

その翌日の午前2時頃、乙ら2名がV方に侵入し、他の共犯者らのための侵入口を確保した。ところが、乙らが強盗に着手する前に、甲は、現場付近に人が集まってきたのを見て犯行の発覚を恐れ、屋内にいる乙らに携帯電話をかけ、「人が集まっている。早くやめて出てきた方がいい」と言ったところ、「もう少し待って」などと言われたので、「危ないから待てない。先に帰る」と一方的に伝えただけで電話を切り、付近に停めてあった自動車に待機していた2名と相談し、一緒に逃げることにし、甲が運転する自動車現場付近から立ち去った。

その後、屋内にいた乙ら2名は、一旦V方を出て、甲ら3名が立ち去ったことを知ったが、現場付近に残っていた共犯者3名と共にそのまま強盗を実行し、その際に加えた暴行によってVを負傷させた。

甲の罪責を論じなさい。

Q126 公務員ではない甲は、友人で公共工事の発注業務に従事している市役所の職員乙に、業者から金品を受け取ることを唆したところ、乙は自己の担当する公共工事の発注に関し工事業者Aから現金100万円を受け取った。

甲の罪責を論じなさい。

Q127 これまで賭博をした経験のない甲は、賭博常習者である乙の賭博行為の手助けをした。

甲の罪責を論じなさい。

Q128 甲は乙を教唆して、乙の老父Vを山中に捨てさせた。

甲の罪責を論じなさい。

Q129 公務員である甲は、非公務員である妻乙と共同して、職務に関し業者Aから金品を

受け取った。

乙の罪責を論じなさい。

Q130 中学校の教員甲は、生徒の修学旅行の積立金を学校名義で銀行に預金していたところ、旅行日が迫ったので100万円を払い戻し大型封筒に入れて保管中、その一部の15万円を自己の賃貸マンションの家賃に流用した。

甲の罪責を論じなさい。

Q131 甲は、殺意をもって路上でVの胸をあらかじめ用意していた刃渡り15cmの小刀で刺した。甲は通行人によってその場で取り押さえられたが、Vは病院に収容され3時間後に胸部の出血多量で死亡した。

甲の罪責を論じなさい。

Q132 甲は、P銀行Q支店の支店長であるが、貸付けを受ける資格のないAに対して銀行の金1000万円を無担保で貸し付けた。甲はその貸付けを銀行帳簿に記載しなかった。

甲の罪責（刑法犯に限る）をどのような手順で検討するのか説明しなさい。

Q133 甲は、Aの家族全員を殺害する目的で、その飲食物に毒物を混入したため、Aおよびその妻B、子どもCが死亡した。

甲の罪責を論じなさい。

Q134 甲は、A方に放火すれば近接するB、Cの住宅にも延焼することを知りながら、あえてA方住宅に放火し、A宅、B宅、C宅の3軒を全焼させた。

甲の罪責を論じなさい。

Q135 甲は、Vを殺害しようと思いVに向けて拳銃を発射したところ、弾丸はVの衣服を貫通し心臓に命中しVは死亡した。

甲の罪責を論じなさい。

Q136 甲は、Vを殺害しようとして、6月から10月までの間に5回にわたり毒殺を試みたが失敗したので、ついに11月に入ってから出刃包丁でVを殺害した。

甲の罪責を論じなさい。

Q137 甲は、猟銃を誤って発射してVに瀕死の重傷を負わせた。ところが、甲は、目撃者もいなかったため、殺意を生じて銃弾をさらに発射してVを即死させた。

甲の罪責を論じなさい。

Q138 次の各場合、甲の罪責（建造物侵入罪を除く）を論じなさい。

- (1) 甲は、電気量販店Aの倉庫から液晶カラーテレビを2台盗み出すつもりで、小型トラックで同倉庫裏に乗りつけて同倉庫に侵入し、まず1台を盗み出してトラックに積み込んだ上（第1行為）、再び倉庫に侵入し、もう1台のテレビを運び出して、同トラックに積み込み逃走した（第2行為）。
- (2) 甲は、電気量販店Aの倉庫から液晶カラーテレビを1台盗み出し、倉庫裏に停車しておいた小型トラックに積み込んで自宅に持ち帰ったが（第1行為）、もう1台盗む気になり、約1時間後に再び同トラックを運転してAの倉庫に戻り、同じくテレビ1台を盗み出し同トラックで持ち出した（第2行為）。
- (3) 甲は、電気量販店Aの倉庫から液晶カラーテレビ1台を盗み出し、倉庫裏に停車しておいた小型トラックに積み込んで自宅に持ち帰った（第1行為）。その1週間後、もう1台盗む気になり、再び同トラックを運転してAの倉庫に行き、テレビ1台を盗み出し同トラックで持ち出して帰宅した（第2行為）。

Q139 甲は、Vを殺害しようとして決意し、12月1日、殺害に用いるためのナイフを購入した。甲は、その後12月30日に、このナイフを用いVの身体をめった刺しにしてVを出血多量で死亡させた。

甲の罪責を論じなさい。

Q140 甲は、Vのノートパソコンを盗んだが、ロックがかかっていることができなかったため頭にきてこれを鉄パイプで叩き壊してしまった。

甲の罪責を論じなさい。

Q141 甲は、Vの手足をロープで縛った後、物置に入れて外から鍵をかけて放置した。

甲の罪責を論じなさい。

Q142 甲は、酒に酔って正常な運転ができないおそれのある状態で自動車を運転し、酒酔いのため前方注視が困難な状態に陥り、直ちに運転を中止し事故の発生を未然に防止しなければならない業務上の注意義務を怠って運転を継続した過失により、通行人Vを死亡させた。

甲の罪責を論じなさい。

Q143 甲は、無免許で、かつ、酒に酔い正常な運転ができないおそれのある状態で普通乗用自動車を運転した。

甲の罪責を論じなさい。

Q144 甲は、東京から横浜まで、無免許で、かつ自動車検査証の有効期間が満了した普通乗用自動車を運転した。

甲の罪責を論じなさい。

Q145 甲が、自動車を運転して高速道路を走行中、午後1時22分頃、最高速度が80kmと指定されているA地点において145km毎時の速度で走行し（第1行為）、午後1時32分頃、A地点から約19.4km離れたB地点において最高速度が70kmと指定されているにもかかわらず160km毎時の速度で走行した（第2行為）。なお、A地点からB地点に至るまでの間には急カーブ、急な坂、トンネル等の箇所があった。

甲の罪責を論じなさい。

Q146 甲は、保険金を騙し取るために、甲が所有し甲が1人で住んでいる住居に放火した。その後、甲は保険会社に保険金を請求しこれを取得した。

甲の罪責を論じなさい。

Q147 甲は、Vから風俗店の登録名義貸し料名下に金品を喝取しようと企て、Vを監禁し、その際にVに加えた暴行により傷害を負わせた。その後、これら監禁のため畏怖しているVをさらに脅迫して現金および自動車を脅し取った。

甲の罪責を論じなさい。

Q148 甲は、深夜Aの住居に侵入し、A、その妻B、その子Cを相次いで刺殺した。

甲の罪責を論じなさい。

Q1 = 第1講【問題1】	Q2 = 第1講【問題2】	Q3 = 第1講【問題3】
Q4 = 第1講【問題4】	Q5 = 第1講【問題5】	Q6 = 第2講【問題1】
Q7 = 第2講【問題2】	Q8 = 第3講【問題1】	Q9 = 第3講【問題2】
Q10 = 第3講【問題3】	Q11 = 第4講【問題1】	Q12 = 第4講【問題2】
Q13 = 第4講【問題3】	Q14 = 第4講【問題4】	Q15 = 第4講【問題5】
Q16 = 第5講【問題1】	Q17 = 第5講【問題2】	Q18 = 第5講【問題3】
Q19 = 第5講【問題4】	Q20 = 第5講【問題5】	Q21 = 第6講【問題1】
Q22 = 第6講【問題2】	Q23 = 第6講【問題3】	Q24 = 第6講【問題4】
Q25 = 第6講【問題5】	Q26 = 第6講【問題6】	Q27 = 第7講【問題1】
Q28 = 第7講【問題2】	Q29 = 第7講【問題3】	Q30 = 第7講【問題4】
Q31 = 第7講【問題5】	Q32 = 第7講【問題6】	Q33 = 第7講【問題7】

Q34 = 第 7 講 【問題 8】      Q35 = 第 8 講 【問題 1】      Q36 = 第 8 講 【問題 2】  
Q37 = 第 8 講 【問題 3】      Q38 = 第 8 講 【問題 4】      Q39 = 第 8 講 【問題 5】  
Q40 = 第 8 講 【問題 6】      Q41 = 第 9 講 【問題 1】      Q42 = 第 9 講 【問題 2】  
Q43 = 第 9 講 【問題 3】      Q44 = 第 9 講 【問題 4】      Q45 = 第 9 講 【問題 5】  
Q46 = 第 9 講 【問題 6】      Q47 = 第 9 講 【問題 7】      Q48 = 第 10 講 【問題 1】  
Q49 = 第 10 講 【問題 2】      Q50 = 第 10 講 【問題 3】      Q51 = 第 10 講 【問題 4】  
Q52 = 第 11 講 【問題 1】      Q53 = 第 11 講 【問題 2】      Q54 = 第 11 講 【問題 3】  
Q55 = 第 11 講 【問題 4】      Q56 = 第 11 講 【問題 5】      Q57 = 第 12 講 【問題 1】  
Q58 = 第 12 講 【問題 2】      Q59 = 第 12 講 【問題 3】      Q60 = 第 12 講 【問題 4】  
Q61 = 第 12 講 【問題 5】      Q62 = 第 12 講 【問題 6】      Q63 = 第 12 講 【問題 7】  
Q64 = 第 13 講 【問題 1】      Q65 = 第 13 講 【問題 2】      Q66 = 第 13 講 【問題 3】  
Q67 = 第 13 講 【問題 4】      Q68 = 第 13 講 【問題 5】      Q69 = 第 14 講 【問題 1】  
Q70 = 第 14 講 【問題 2】      Q71 = 第 14 講 【問題 3】      Q72 = 第 14 講 【問題 4】  
Q73 = 第 14 講 【問題 5】      Q74 = 第 15 講 【問題 1】      Q75 = 第 15 講 【問題 2】  
Q76 = 第 15 講 【問題 3】      Q77 = 第 15 講 【問題 4】      Q78 = 第 15 講 【問題 5】  
Q79 = 第 16 講 【問題 1】      Q80 = 第 16 講 【問題 2】      Q81 = 第 16 講 【問題 3】  
Q82 = 第 16 講 【問題 4】      Q83 = 第 16 講 【問題 5】      Q84 = 第 16 講 【問題 6】  
Q85 = 第 16 講 【問題 7】      Q86 = 第 16 講 【問題 8】      Q87 = 第 16 講 【問題 9】  
Q88 = 第 16 講 【問題 10】      Q89 = 第 17 講 【問題 1】      Q90 = 第 17 講 【問題 2】  
Q91 = 第 17 講 【問題 3】      Q92 = 第 17 講 【問題 4】      Q93 = 第 17 講 【問題 5】  
Q94 = 第 17 講 【問題 6】      Q95 = 第 17 講 【問題 7】      Q96 = 第 18 講 【問題 1】  
Q97 = 第 18 講 【問題 2】      Q98 = 第 18 講 【問題 3】      Q99 = 第 18 講 【問題 4】  
Q100 = 第 18 講 【問題 5】      Q101 = 第 18 講 【問題 6】      Q102 = 第 18 講 【問題 7】  
Q103 = 第 18 講 【問題 8】      Q104 = 第 19 講 【問題 1】      Q105 = 第 20 講 【問題 1】  
Q106 = 第 20 講 【問題 2】      Q107 = 第 20 講 【問題 3】      Q108 = 第 21 講 【問題 1】  
Q109 = 第 21 講 【問題 2】      Q110 = 第 21 講 【問題 3】      Q111 = 第 21 講 【問題 4】  
Q112 = 第 21 講 【問題 5】      Q113 = 第 21 講 【問題 6】      Q114 = 第 21 講 【問題 7】  
Q115 = 第 21 講 【問題 8】      Q116 = 第 21 講 【問題 9】      Q117 = 第 21 講 【問題 10】  
Q118 = 第 22 講 【問題 1】      Q119 = 第 22 講 【問題 2】      Q120 = 第 22 講 【問題 3】  
Q121 = 第 22 講 【問題 4】      Q122 = 第 22 講 【問題 5】      Q123 = 第 22 講 【問題 6】  
Q124 = 第 22 講 【問題 7】      Q125 = 第 22 講 【問題 8】      Q126 = 第 23 講 【問題 1】  
Q127 = 第 23 講 【問題 2】      Q128 = 第 23 講 【問題 3】      Q129 = 第 23 講 【問題 4】  
Q130 = 第 24 講 【問題 1】      Q131 = 第 24 講 【問題 2】      Q132 = 第 24 講 【問題 3】  
Q133 = 第 24 講 【問題 4】      Q134 = 第 24 講 【問題 5】      Q135 = 第 24 講 【問題 6】  
Q136 = 第 24 講 【問題 7】      Q137 = 第 24 講 【問題 8】      Q138 = 第 24 講 【問題 9】

Q139 = 第 24 講 【問題 10】    Q140 = 第 24 講 【問題 11】    Q141 = 第 24 講 【問題 12】  
Q142 = 第 25 講 【問題 1】    Q143 = 第 25 講 【問題 2】    Q144 = 第 25 講 【問題 3】  
Q145 = 第 25 講 【問題 4】    Q146 = 第 25 講 【問題 5】    Q147 = 第 25 講 【問題 6】  
Q148 = 第 25 講 【問題 7】

© H. Ohtsuka

※ここに掲載した問題を無断で複製・転用・配布・販売などに二次利用することは、著作権法上禁じられています。